佐中広給第８０９号

令和５年３月２８日

指定居宅介護支援事業所管理者

指定介護予防支援事業所管理者

様

小規模多機能型居宅介護事業所管理者

看護小規模多機能型居宅介護事業所管理者

佐賀中部広域連合長　坂井　英隆

（公　印　省　略）

**介護認定の申請時におけるサービス計画作成依頼届出書**

**並びに暫定ケアプランの際の給付管理の取扱いの変更について**

標記について、下記のとおり変更します。

記

**１　取扱いの変更日**

　　令和5年4月1日サービス利用開始分から

**２　変更の要点**

　　令和5年4月1日サービス利用開始分からは、暫定ケアプラン作成時のサービス担当者会議または認定後のケアプラン作成時のサービス担当者会議のどちらかにおいて、担当していた事業所と今後担当する事業所が同席し、対象の被保険者に対する情報の共有がなされた場合には、届出書の変更年月日をその申請にかかる認定の有効期間の開始日まで遡って記入することができるように変更する。

**３　具体的な取扱いについて**

　　別紙「暫定ケアプランの際の給付管理の取扱いについて」

（問い合わせ）

佐賀中部広域連合　給付課　給付係

電話　０９５２－４０－１１３４